

評議員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第23条第2項の規定により、評議員会の運営について必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、法令及び定款で定められた事項につき決議する。

(招集)

第3条 理事長は、定款第24条第3項の規定による評議員会の招集の請求があったときは、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

2 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、長野地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知がなされない場合

(招集手続)

第4条 定款第24条第2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第5条 定款第25条の規定にかかわらず、評議員会長が欠席したときは、評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により決定する。

(出席状況の報告)

第6条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、公益財団法人長野県スポーツ協会の職員に行わせることができる。

(決議)

第7条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第8条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月20日から施行する。